

千葉県と株式会社そごう・西武との包括協定

千葉県（以下「甲」という。）と株式会社そごう・西武（以下「乙」という。）は、千葉県内の地域の活性化に資するため、地域振興・地域貢献に関し次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、「千葉県中小企業の振興に関する条例」第7条及び甲が策定した「商業者の地域貢献に関するガイドライン」を踏まえ、甲乙相互の緊密な連携と協力により、千葉県の一層の活性化及び県民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）県産品の販売促進、地産地消の推進に関すること
- （2）観光振興に関すること
- （3）地域との連携に関すること
- （4）高齢者・障害者支援に関すること
- （5）子育て支援に関すること
- （6）青少年の健全育成に関すること
- （7）健康増進・食育に関すること
- （8）環境対策に関すること
- （9）安心安全なまちづくり（防犯、防災）に関すること
- （10）地域活性化サービスに関すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙により書面による特段の申出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年7月30日

甲 千葉県千葉市中央区市場町1番1号
千葉県知事 森 田 健 作

乙 東京都千代田区二番町5番地25
株式会社 そごう・西武
代表取締役社長 松 本 隆